



熊本県公報

第12293号

平成26年2月25日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（登立加入区、水俣市加入区）・・・（団体支援課） 1
- 種畜証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（畜産課） 1
- 保安林の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（森林保全課） 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定・・・・・・（くらしの安全推進課） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・（社会福祉課） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止・・・・・・・・・・（ 〃 ） 3
- 救急医療機関に関する認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（医療政策課） 3
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 3
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4

公 告

- 土地改良事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農村計画課） 4
- 公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監理課） 4
- 土地改良事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農村計画課） 5
- 土地改良事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 5

登 載 依 頼

- 平成25年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催・・・・・・・・・・（菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 5
- 平成25年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催・・・・・・・・・・（熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 5
- 平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会の開催・・・・・・・・・・（熊本県行政文書等管理委員会） 6

正 誤

- 平成26年2月14日熊本県公報目録第1号中・・・・・・・・・・・・（県政情報文書課） 6

告 示

熊本県告示第127号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、登立加入区及び水俣市加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成22年2月26日熊本県告示第208号で公示した登立加入区及び熊本県告示第209号で公示した水俣市加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成26年2月25日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第128号
 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番 号	種畜の名前	品 種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成26年	1392107766	H F ヒラリー	ホルス	2級	一般社団	阿蘇郡西

2月7日 (金)		アフラック E T	タイン 種		法人家畜 改良事業 団(熊本 種雄牛セ ンター)	原村
-------------	--	-----------	----------	--	--------------------------------------	----

熊本県告示第129号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 上天草市松島町今泉字岩崎2197番1、2197番5
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第130号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成26年2月17日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	いんらん家族 色欲ざかり(オーピー) ある女教師 緊縛(新東宝) 巨乳マッサージ しびれて絶頂(オーピー) むっちり家政婦 吸いつきご奉仕(オーピー) 浮気調査 情欲裏ファイル(オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
平山内科クリニック	合志市御代志468番地1	平成26年1月14日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野322番地5	平成25年12月1日
フラワー歯科クリニック	八代市田中西町17号1番地	平成26年1月21日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ハニー薬局	山鹿市熊入町315	平成26年1月1日
西本真生堂薬局 御代志店	合志市御代志字高良木468番地3	平成26年1月10日

ハッピー薬局荒尾店	荒尾市荒尾4160番地255	平成26年2月1日
(訪問看護)		
医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木4210	平成25年11月1日
訪問看護ステーションはまゆう	天草郡苓北町上津深江278番地10	平成26年1月31日

熊本県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
北野外科医院	荒尾市四ツ山町2丁目2番10号	平成25年11月30日
もろとみ医院	山鹿市鹿本町来民1146	平成25年12月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
坂田歯科医院	玉名郡玉東町木葉662番地1	平成25年8月19日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
凌雲堂調剤薬局	荒尾市荒尾4160番地255	平成25年11月30日
鹿本中央調剤薬局	山鹿市鹿本町来民1107	平成25年11月30日

熊本県告示第133号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町一丁目2番1号	平成26年2月12日から平成29年2月11日まで
岡部病院	水俣市桜井町三丁目3番3号	平成26年2月12日から平成29年2月11日まで

熊本県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町平6000番3地先から天草市宮地岳町八呂古6120番1地先まで	280.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成26年2月25日

熊本県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町中村道上 6281番3地先から 天草市宮地岳町中村道上 6320番5地先まで	60.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成26年2月25日

熊本県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市宮地字塩塚 4002番4地先から 阿蘇市宮地字塩塚 3991番5地先まで	97.0	一括交安

2 供用を開始する期日 平成26年2月25日

公 告

熊本県公告第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営明辰川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営明辰川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年2月26日から平成26年3月26日まで
- 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第96号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によりあさぎり町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（路面性状）	平成26年1月20日から 平成26年2月28日まで	あさぎり町全域

熊本県公告第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（高尾工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央北地区（高尾工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年2月26日から平成26年3月26日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（下り尾工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央北地区（下り尾工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年2月26日から平成26年3月26日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

登載依頼**菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成25年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年2月25日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年3月7日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
菊池 笹乃家（菊池市限府1090-1）
- 3 議題
(1) 救急医療に関する事項
(2) 健康危機管理に関する事項
(3) 第6次菊池地域保健医療計画の評価について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）
（電話0968-25-4156）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成25年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年2月25日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年3月19日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館3階聴聞室
- 3 議題
 - (1) 協議事項
 - ・救急告示医療機関の認定について
 - ・平成26年度病院群輪番制の実施について
 - (2) 報告事項
 - ・各消防本部（局）の救急活動状況について
 - ・救命救急センターの活動状況について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2246）

熊本県行政文書等管理委員会公告第4号

平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
平成26年2月25日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 渡 邊 榮 文

- 1 開催日時
平成26年3月5日（水）
午後1時から（2時間程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
 - (1) 行政文書の廃棄に関する意見の聴取について
 - (2) 条例委任事項を定める規則その他の規程について
 - (3) 公文書館に係る検討について 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

正 誤

平成26年2月14日熊本県公報目録第1号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
1	第12286号	第12285号